奈良県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり大和郡山市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十二年六月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
大和郡山市長上田　清	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成二十二年二月十七日	伊豆七条地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
大和郡山市長上田　清	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十二年二月十七日	馬司地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
大和郡山市長上田　清	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十二年二月十七日	柳田地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日
大和郡山市長上田　清	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成二十二年二月十七日	新木地区	平成二十一年度	平成二十二年三月三十一日